

社団法人 石川県宅地建物取引業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は社団法人石川県宅地建物取引業協会（以下「本会」という）という。

(目 的)

第2条 本会は宅地建物取引業者の品位の保持、資質の向上を図り併せて業務の適正な運営と取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発展を図るために、会員の指導啓蒙及び連絡に関する事業を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次に事業を行う。

1. 会員の品位保持及び資質の向上を図るための指導及び連絡
2. 宅地建物取引業務の進歩改善に関する調査及び研究
3. 業務に関する講習会、講演会の開催、その他の方法による啓発
4. 一般社会に対する公正な不動産事情の報道
5. 本会の事業に必要な出版物の刊行
6. 不動産業界における不正事項の一掃対策
7. 関係行政機関より指定、委託を受けて行う事業
8. その他関係諸団体との提携業務
9. 会員の福利厚生に関する事業
10. 不動産会館の運営
11. 不動産流通市場の整備、近代化に必要な事業
12. その他本会の目的達成のため必要な事業

(事 務 所)

第4条 本会の主たる事務所を金沢市に置く。

第2章 会 員

(会員の種別及び資格)

第5条 本会は正会員・準会員及び賛助会員の3種とし、正会員を民法上の社員とする。

1. 正会員は、石川県内に事務所を有する宅地建物取引業者とする。
2. 準会員は、前号正会員の従たる事務所の代表者とする。

3. 賛助会員は、本会の事業に賛助する個人及び団体とする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に入会金を添え本会に提出し常務理事会の承認を得るものとする。

(入 会 金)

第7条 本会の入会金は細則の定めるところによる。

(会 費)

第8条 本会の会費は細則の定めるところによる。

(会費の納入)

第9条 会費の納入は毎年度分を一括して納入するものとし、納入方法及び納期は細則の定めによるものとする。

但し、賛助会員は入会するとき年額分を前納し、次後毎年度初めに1ヵ年分を前納するものとする。

2 会員は、この会に納入した入会金及び会費の返還を求めることができない。

(会費の滞納)

第10条 会員が会費を細則に定める納期後3ヵ月以上滞納した場合、理事会の決議により会員の権利は一時停止されるものとする。

2 会費を年度末日までに納入しない者は会員の資格を失う。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当する場合はその資格を失う。

1. 退会したとき
2. 死亡したとき
3. 第5条の規定に該当しないこととなったとき

2 会員で退会しようとする場合は会長に理由を附し退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決議によりこれを除名することができる。

1. 本会の名誉をき損したとき
2. 本会の目的に反した行動をしたとき

2 会員を除名したときは、本会は本人にその旨を通知しなければならない。

第3章 役員

(役員の種類及び員数)

第13条 本会に理事30名以上50名以内、監事4名以内を置く。

- 2 理事のうちから会長1名、副会長4名以内、専務理事1名、常務理事若干名を決める。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は総会において、次の方法で選任する。

1. 理事は総会において正会員（法人である場合にあっては、その代表者）のうちから選任する。
2. 監事は正会員（法人である場合にあっては、その代表者）のうちから3名以内、会員以外の者のうちから1名を選任する。

但し、理事及び監事は相互に兼ねることができない。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって理事のうちより定める。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も、後任者の就任まで引続きその職務を行う。

(役員補選)

第16条 役員に欠員を生じたときは必要に応じ第14条の規定に従って補欠選任を行う。

(役員退任)

第17条 役員は次に掲げる場合には任期中でも退任する。

1. 退任の申出をしたとき
本会の名誉をき損し、その他役員として適当でないと認められる事由によりその役員選出機関において解任の決議があったとき
2. 死亡したとき

(役員職務権限)

第18条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ会長が示した順序により、会長の職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長の指示を受け、会務を処理する。
- 4 常務理事は、常務理事会を組織し、事業の執行を図り所管業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、事業の計画を図り所管業務を処理する。
- 6 監事は、民法第59条に規定されている職務を行う。

(顧問及び相談役)

第19条 本会に顧問・相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の委嘱期間はこれを委嘱した会長の任期に従うものとする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第20条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総 会
2. 理 事 会
3. 常務理事会

(総会の種類及び構成)

第21条 総会は定期総会及び臨時総会の2種とし正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第22条 総会は、民法第59条の規定に基づき監事が招集する場合のほか、会長が招集する。

- 2 総会の招集は開催日の5日前までにその会議の日時・場所及び付議事項を示し、すべての会員に通知しなければならない。

(総会の開催)

第23条 定期総会は、毎年1回、事業年度の終了の日から2ヵ月以内に開催する。臨時総会は、会長が開催の必要を認めたととき若しくは正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき、又は民法第59条の規定に基づいて監事が開催の必要を認めたとときに開催する。

(総会の決議事項)

第24条 総会は、この定款で規定するもののほか、次の事項を決議する。

1. 定款の変更
2. 事業計画の承認
3. 予算の承認
4. 役員を選任及び解任
5. 解 散
6. その他本会の運営上特に重要な事項

(総会の議決権)

第25条 正会員は総会において、1個の議決権を有する。

- 2 正会員は委任状をもって他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。
- 3 準会員及び賛助会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権を有しないものとする。

(総会の議事)

第26条 総会の議長はその都度、構成員中より選出する。

- 2 総会は正会員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
この場合において前条第2項の正会員は、これを出席とみなす。
- 3 総会の議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 次に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず正会員の総数の3分の2以上が出席し、かつ出席正会員の3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。
 1. 定款の変更
 2. 解 散

(理事会の招集)

第27条 理事会は会長が随時招集する。

(理事会の議事)

第28条 理事会の議長は、その都度選出する。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 監事は理事会に出席して諮問事項に意見を述べることができる。

(理事会の決議事項)

第29条 理事会においては、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

1. 事業執行に関する重要事項
2. 総会に諮る議案作成
3. 総会の決議により委任された事項
4. 財産の管理及び追加予算に関する件
5. 会員の除名
6. その他会務運営に必要な事項

(常務理事会の招集)

第30条 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。

(常務理事会の議事)

第31条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって構成し会長が議長となる。

- 2 常務理事会は、3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常務理事会の審議事項)

第32条 常務理事会は次のことを行う。

1. 総会、理事会の決議事項の執行に関すること。
2. 理事会に提出する議案審議
3. 一般会務の処理

(会議の議事録)

第33条 議長は会議の議事録を作成し、出席会員2名が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(基本資産)

第34条 本会に次の各号からなる基本財産を置く。

1. 土地及び建物
 2. 入会金のうち理事会において決議された額
 3. 基本財産として指定を受けた寄附財産
 4. 理事会が基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 2 基本財産を処分または運用財産へ繰り入れる場合は理事会の承認を得なければならない。但し、土地及び建物の処分については総会の承認を得なければならないものとする。

(経 費)

第35条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金、その他の収入により支弁する。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(予算の承認)

第37条 会長は毎事業年度開始前、次に掲げる書類を作成し、理事会の決議を経て総会に提出し承認を受けなければならない。

1. 事業計画書
2. 収支予算書

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(決算の承認)

第39条 会長は毎会計年度の終了後、次に掲げる書類を作成し、理事会の決議を経て監事の監査を受け、総会に提出してその承認を受けなければならない。

1. 収支計算書
 2. 財産目録
 3. 事業報告書
 4. 正味財産増減計算書
 5. 貸借対照表
- 2 監事は、前項の監査の結果を総会に報告しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。

- 2 事務局に職員若干名を置く。
- 3 事務局の職員は会長が任免する。

第7章 支部

(支部)

第41条 支部は石川県内の各地区に置き、その他理事会が必要と定めた地域に置くことができる。

- 2 支部の設置は、理事会の決議により定める。
- 3 支部に支部長その他の役員を置くことができる。

第8章 雑則

(施行の細則)

第42条 この定款に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要な細則は理事会の決議を経て会長が定める。

(附 則)

1. この定款は石川県知事の許可のあった日より施行する。
2. 従前の石川県宅地建物取引業協会の有する債権、債務は本会がこれを継続する。
3. 従前の石川県宅地建物取引業協会の正会員及び準会員は引続き本会の正会員及び準会員の資格を有し会員となる。
4. 昭和42年12月28日設立許可

5. 昭和48年2月27日一部改正 昭和48年4月23日認可、同日施行
(第5条)
6. 昭和48年6月30日一部改正 昭和48年7月25日認可、同日施行
(第3条)
7. 昭和49年2月20日一部改正 昭和49年4月1日認可、同日施行
(第36条)
8. 昭和55年5月28日一部改正 昭和55年7月25日認可、同日施行
(第14条)
9. 昭和57年3月20日一部改正 昭和57年4月1日認可、同日施行
(第3条)
10. 昭和62年5月26日一部改正 昭和62年7月8日認可、同日施行
(第3条、第9条、第10条、第15条、第34条、第37条、第38条)
11. 平成6年5月29日一部改正 平成7年3月28日認可、同日施行
(第38条)
12. 平成8年5月28日一部改正 平成8年7月16日認可、同日施行
(第3条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第34条)
13. 平成10年5月22日一部改正 平成10年7月13日認可、同日施行
(第14条)
14. 平成11年5月27日一部改正 平成11年9月13日認可、同日施行
(第5条、第15条)
15. 平成13年5月24日一部改正 平成13年7月16日認可、同日施行
(第5条、第19条)